

重要事項確認及び同意書 【2・3号認定用】

J-4

- 我孫子市保育園等入園申込みにあたっての重要事項となります。
必ず全ての項目をお読みいただき、確認欄にチェックのうえ、ご署名をお願いいたします。

★お申込み手続き上の確認事項

	確認欄
1	提出期限までに教育・保育給付認定申請、保育園等入園申込みに必要な書類が提出されない場合は、教育・保育給付認定及び利用調整が行えません。また、いかなる理由があっても提出期限以降の受付はできません。 公立保育園希望の方は入園前月に行われる入園面接最終日まで、私立保育園等希望の方は入園希望園での面接・内諾後、入園前月の20日（土日祝の場合はその前開庁日）までに保育課へ提出がない場合は利用調整が行えませんので翌月入園となります（4月入園を除く）。※育児延長のために入園保留通知を希望する方の申込みについても同様。
2	入園希望の園を事前に必ず見学をし、説明を受けてください。特に私立保育園等は各園により保育目標や利用者負担額（以下、「保育料」という）以外の実費徴収額（延長保育料や給食費、園服など）に違いがあります。詳細は保育園等にお問い合わせください。また、健康状況について留意する点がある場合は、見学時に必ず保育園等に対して説明を行ってください。
3	求職中で申込みの場合は、 入園後1か月以内に月64時間以上（休憩時間除く）の仕事を開始し 、早急に「就労証明書」を提出してください。未提出の場合は退園となります。※なお、求職活動での新規入園は私立保育園等でのみ受け付けています。
4	外国籍の方の申込みの際は、在留資格・在留期間等を確認するため保護者の在留カードの写し（両面とも）が必要です。
5	産休・育休明け予約での入園については、常時雇用されており、労働基準法などに定める産前・産後休暇、育児休業（以下産休・育休という）を取得する保護者が、解雇（産休・育休明け予約中も）されずに、スムーズに職場復帰できるようにするための制度です。同職場に復帰することが条件となります。産休・育休中又は産休・育休終了後に勤務復帰せず退職した場合は、入園予約取り消しや入園取り消し、又は退所（在園中のきょうだいも同様）になります。なお、育休期間中の新規入園はできません。
6	提出された書類は返却できません。必要な場合は、必ず事前にご自身でコピーをお取りください。郵送で書類を提出した場合、未着や同封漏れについては市は責任を負いません。
7	提出された書類について、各園と情報を共有いたします。また、勤務先等の証明者に問い合わせることや、申込み内容の状況確認のためにご自宅に伺うことがあります。
8	申込み内容が事実と異なる場合、入園を取り消すことがあります。就労状況や家族構成、お子さんの健康・発育上気になること等についても正確に記載・申告してください。
9	申込み後、児童の健康状態に変化があった場合は必ずお申出ください。申込み内容が事実と異なり集団保育が困難な時は、入園内定や決定を取り消すことがあります。
10	お子さんを安全に保育するため、アレルギーや疾病、発達面で配慮が必要となる可能性がある場合等は程度にかかわらず必ずお申出ください。事前に相談や面接を行わなかった場合や受け入れ体制が整わない場合、また、お子さんの体調によっては、入園決定まで時間がかかることがあります。
11	保育園等で受け入れができるのは、集団保育が可能であることが条件になります。保育を実施するにあたり特別な配慮が見込まれる場合には、医師による所定の書類（「保育園（入園・継続）に関する意見書」「保育活動一覧表」「投薬指示書」）等を提出していただくことがあります。
12	アレルギーによる食事制限がある場合は、その程度にかかわらず、必ず保育園等にご確認ください。基本的には保育園等ではアレルギーの原因となる食材料を取り除いた除去食・代替食での対応を可能な限り行っていますが、対応できない場合もあります。また、制限食品に調味料を含む場合や、制限食品が複雑多岐にわたり、給食での対応が困難な場合には、保護者がその一部又は全てを持参していただくこと（弁当の持参）もあります。また、公立保育園に入園を希望される方で、保育園の給食及びおやつについて、食物アレルギーの対応を希望される方は、保護者による所定の書類（「食物除去依頼書」「食物アレルギーに関する調査票」）と医師による所定の書類（「保育園におけるアレルギー疾患生活管理表・保育園給食で除去する食品」）の提出が必要です。
13	適正な保育を実施するため、発達面等で配慮が必要となる可能性がある場合は、療育施設やその他関係機関に対し、お子さんの必要な情報提供（資料含む）を行うこと及び受けることがあります。なお、医療機関や療育施設等への案内をさせていただくことがあります。 また、保育園等に情報提供し、体験保育（園庭開放日の利用や保育園見学、保護者同伴の慣らし保育など）等を行うことがあります。体験保育終了後は、保育園等から保育課に対して結果に関する情報の提供を行います。（関係機関の例）認可（外）保育施設、幼稚園、小学校、子ども相談課、子ども支援課、健康づくり支援課、社会福祉課など（他市区町村を含む）。
14	保育園等の運営に要する費用は、保育料によって賄われますが、国・県・市が不足分を負担しています。保育料は、児童福祉法により保護者（扶養義務者）に負担していただくもので、入園と同時に納付義務が生じます。
15	保育料は、世帯にかかる市区町村民税所得割額（以下、「所得割額」という）によって決まり、一律ではありません。祖父母と同居している方は、条件により父母の所得割額に祖父母の所得割額を合算して、保育料を決定することがあります。保育料の算定に当たっては、市が父母（又は同居者）及び同居の祖父母の市区町村民税の情報を閲覧いたします。
16	収入が未申告の場合や課税資料が未提出の場合等の理由で保護者の所得割額を確認できない場合、0～2歳児クラスのお子さんについては保育料を最高階層で、3歳児クラス以上のお子さんについては副食費徴収で決定いたします。
17	同世帯に身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳をお持ちの方がいる場合、特別児童扶養手当の支給対象者がいる場合、障害基礎年金を受給している場合、又はひとり親の場合、階層によっては保育料が減額になることがあります。保育料を変更する場合は申請が必要です。提出書類などは保育課にお尋ねください。※申請後、事由が発生した翌月からの適用になりますが、年度を越えての保育料の変更はいたしません。
18	以下①②の場合はひとり親とはみなしません。①②ともに保育料算定上の扶養義務者となり、保育を必要とする証明書の提出も必要になります。 ①父母の離婚が成立していても、同居している場合や住民票上同一の場合 ②お子さんの実父母ではない方や、婚姻関係にない方であっても同居している場合や、住民票上同じ住所であったり、子の保護者と考えられる場合

19	保育料は、原則として1か月単位ですが、月の途中で入園（産休明け）・退園した場合は、日割にて保育料を負担していただきます。	
20	過去の保育料を滞納している場合は、利用調整上不利になります。また、保育料を納入しない場合は、督促状・催告状が交付されるほか、市から保護者や事業所に問い合わせや訪問を行うことがあります。なお、分納誓約の提出を求めることや、児童手当からの特別徴収の実施、財産の差し押さえ等の滞納処分を行うことがあります。また、保育料の収納情報を必要に応じて保育園等に提供します。	
21	教育・保育給付認定に関する審査結果については、教育・保育給付認定申請が集中し、認定審査に時間を要する時期は、申請後30日を超えて通知することがあります。	
22	教育・保育給付認定を受けても、希望者が多数の場合、利用調整の結果、希望する保育園に入園できない場合があります。教育・保育給付認定は、入園を保証するものではありません。	
23	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。なお、保育園等では宗教食等の対応はできません。	
24	妊娠・出産の認定期間に入園した場合の入園承諾期間は、妊娠・出産の認定期間のみです。その後他の保育を必要とする事由が生じた場合は、改めて入園の申込みが必要です。なお、育児休業での入園の申込みはできません。	
25	入園の審査は、保護者の保育を必要とする事由により点数付けし、利用調整を行っています。この入園の審査における公平性を確保するため、利用調整時の基準に基づく要件及び点数は、一定期間継続すべきものになります。入園時に申請した認定事由が2か月間継続せずに変更となった場合は、正当な理由がある場合を除き、入園承諾取消または退園となります。	

★入園後についての確認事項

1	保育園等が定める「きまり」を守り、送迎は開設時間内に行ってください。（集団生活の場である保育園等は、お子さんだけでなく、その保護者も、集団対応にご協力をいただきます。）	
2	保育の必要性の認定で示された時間（保育標準時間・保育短時間）と実際に施設でお預かりする保育時間は異なります。実際の保育時間は、保護者の就労時間など、実態に応じたものとなり、利用決定後に園長が決定します。申請時間内での送迎をお願いいたします。	
3	延長保育の利用は、保育園等で申込みをしてください。お子さんの健康状態や保護者の就労等の実態によっては、延長保育の利用が制限されることがあります。なお、6か月未満児や発達面で配慮が必要となるお子さんについては、教育・保育給付認定された保育必要量にかかわらず、お子さんの状況により、お預かり時間を相談させていただくことがあります。	
4	申込み時や入園後に保育園等と確認した児童の健康状態への配慮や対応についても守ってください。守っていただけない場合は、入園継続をお断りすることもあります。	
5	保育園等・保育課で把握しているアレルギー情報（医師の意見書・検査結果）に変更があった場合は、変更した情報を保育園等に報告してください。報告の無い食品や製品でのアレルギー反応に関しましては、一切責任を負いかねます。	
6	利用開始後、在籍している施設からの申し出により、お子さんの健康状態や集団保育の状況を確認させていただくことがあります（保育観察等含む）。その結果、療育が必要と判断された場合は、施設の利用に制限がかかることがあります。また、この確認のために保育課と在籍している保育園等及び療育施設等との間で、お子さんに関する情報の提供を行うことがあります。	
7	入園後も、提出した書類の中で（この重要事項確認及び同意書も含む）内容に変更が生じた場合は、速やかに保育園等もしくは保育課にて必要な手続きを行ってください。申請の内容が事実と異なる場合は、教育・保育給付認定の取り消し（退園）となる場合があります。	
8	保育園等への入園は小学校入学までの継続入園を保証するものではなく、保護者（65歳未満で同居されている祖父母含む）が保育を必要とする状況（月64時間以上（休憩時間除く）の就労、就学、介護・看護等をしていること、疾病・障害等）を継続している場合は、保育園の継続利用ができます。保育の必要性がなくなった場合は、その時点で退園となります。また、保育を必要とする状況を継続していることの確認を毎年1回必ず行います。在園継続要件を満たしていても、保護者自身が自らその状態について証明（継続書類の提出）されなければ、保育を必要とする状況が公的に明らかにならないため、同様に退園となります。	
9	育児休業中は本来保育の必要性はありませんが、認定事由が「就労」で入園した児童が、保育園等の在園中に弟妹の出産により保護者が新たに育児休業を取得し、休業前の勤務先に復職する場合に限り「保育短時間」での継続在園が可能です（育児休業中に転職する場合は、継続在園の対象にはなりません）。また、育児休業取得中に上の子が保育園等を継続利用できる通園期間は、出生児が3歳に達する日の前日までです。	
10	転職した場合は、退職日のわかる証明書と新しい就労先の就労証明書を提出してください。	
11	求職活動の認定ができるのは1年につき1回です。求職期間終了後1年間は、求職活動での認定はできません（再入園時含む）。保育認定理由がなくなりましたら、早急に求職での認定申請をし、上記「★お申込み手続き上の確認事項の3」に沿ってください。	
12	入園後、30日間保育園の利用がないと「保育を必要とする」状態でないと判断し、原則として退園となります。登園されていない間も在籍扱いになりますので保育料はかかります。	
13	利用中の園や地域で感染症が流行している場合、お子さんが該当の感染症の予防接種を受けていない場合は登園をお断りすることがあります。	
14	集団生活を行う中で成長にあった活動や子どもの育ちにとって必要な活動を行っていると言防のできないケガが起こることもあります。保護者の皆さまにはご理解をお願いいたします。	
15	修正申告等で税額に変更がある場合は必ず保育課へ申し出てください。再計算いたします。保育料の変更は現年度内に限り遡及適用します。また、税未申告であった方が、申告を行った場合も同様の取り扱いです。あらかじめご了承ください。	

我孫子市長あて

教育・保育給付認定及び保育園等の利用申込みにあたり、上記の事項について確認及び同意しました。

年 月 日（本人署名）保護者氏名

保護者氏名

祖父母と同居の場合（本人署名）祖父母氏名

祖父母氏名